

平成24年2月3日

お客様各位

大雪にかかる災害に関する当組合の対応について

今般の大雪により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

あすか信用組合では当面の間、今回の大雪により被害を受けられた青森県むつ市、上北郡横浜町にお住まいの方に対し、青森支店および八戸支店におきまして被災状況に応じた便宜的な金融上の措置を下記のようにお取扱いすることと致しましたのでお知らせします。

記

1. 今回の災害により、預金証書・通帳を紛失した場合には預金者であることを確認して払戻しに応じます。
2. 今回の災害により、届出の印鑑がない場合には拇印にて対応致します。
3. 今回の災害によるお客様の事情によりましては、定期預金・定期積金等の期限前払戻しに応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てに応ずることとします。
5. 今回の災害時における手形の不渡処分については配慮します。
6. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して貸出及び貸出金の返済猶予等、適時適切な措置を可能な限り講じるよう努めます。
7. 今回の災害により、汚れました紙幣の引き換えに応じます。

以上

あすか信用組合